

炊き出し訓練にかかる変更について

令和8年度より、実際に避難所等で求められる「柔軟な判断力や対応力」を養い、災害時の実効性を高めるため、補助対象の考え方を以下のとおり変更します。

なお、過度な量や余った食材は引き続き補助対象外です。

	変更前（令和7年度まで）	変更後（令和8年度から）
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ◆食材や手順確認の有無で対象を限定 ◆主食＋主菜の計2品を補助対象に限定 ◆一般的なレシピに含まれる食材のみ対象 等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害時の状況を想定した訓練を対象 ◆災害時を想定した調理、メニュー （暑さ・寒さ対策、地域で調達しやすい食材、アレルギー対応、各年齢層への配慮等） ◆食材は一人当たり300円を上限とする
例	・カレー：ルーの箱記載の食材のみ対象 （玉ねぎ・人参・じゃが芋以外の野菜は対象外）	・季節や保存性等を考慮した食材も可能
	・お汁粉の炊き出しは対象外 （主食・主菜でないものは対象外）	・避難所の状況（寒冷時の温かい食事等）を想定し対象とする
	・パッククッキングは手順確認に必要な最低限の人数分のみ対象	・パッククッキングは参加人数全員分を対象

◎事業計画書（別紙2）の様式を変更しています。（想定する状況・メニュー・食数等の記入が必要）

※炊き出し訓練を予定されている場合は、お手数ですが、申請書提出前に当課までご連絡ください。